

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例				
	について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>① 学校医、学校歯科医及び狭山保育園嘱託医の報酬額を改定する。</p> <p>② 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する旨の規定を追加する。</p> <p>以上により、条例の一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>① 学校医及び学校歯科医の報酬額を「月額45,490円」から「月額45,450円」に、狭山保育園嘱託医の報酬額を「月額17,930円」から「月額17,840円」に改める。</p> <p>② 勤勉手当を支給可能とし、支給率を正職員と同様に年間2.25月とする規定を加え、条項の繰り下げ等を行う。</p> <p>なお、経過措置として、令和6年度は年間0.5月、令和7年度は年間1.0月とする旨の経過措置を設ける。</p> <p>(3) 施行日 令和6年4月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和6年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。